

地域プランナー選定要領

(目的)

第1条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、令和7年度（2025年度）北海道6次産業化サポート事業委託業務の実施に当たり、令和7年度（2025年度）北海道6次産業化サポート事業委託業務に係る委託契約書及び令和7年度（2025年度）北海道6次産業化サポート事業委託業務処理要領に基づき、支援対象者に専門的な立場から適切な支援・助言等を行う専門家「地域プランナー（以下「プランナー」という。）」を選定する。

(業務形態)

第2条 北海道6次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、地域支援検証委員会(以下、「地域委員会」という。)の決定を受けて、支援対象者にプランナーを派遣する。

(業務内容)

第3条 プランナーは、サポートセンターの依頼を受け、企画推進員が作成した経営改善戦略支援計画に基づき、支援対象者（6次産業化等に取り組む農業者等）の経営改善戦略の作成と実行を支援する。

(謝金等)

第4条 プランナーの謝金は別表のとおりとし、プランナーの旅費は公社旅費規程に準じて支給する。

- 2 公共交通機関では予定時刻に間に合わないなどの理由で、自家用車を利用する場合は、公社が事前に承認したときは、1km当たり37円を燃料代として支給する。
- 3 企画推進員の指示を受けずに支援先を訪問した場合、当該旅費は支給しないものとする。

(応募資格)

第5条 プランナーの応募資格は、別紙1「北海道6次産業化地域プランナー選定基準」の要件を満たす者とする。

(応募方法)

第6条 プランナーは、サポートセンターによる公募により選定することとし、プランナーに応募しようとする者は、以下に示す応募書類をサポートセンターへ提出する。

- (1) 別紙2「地域プランナー応募申請書」
- (2) 別紙3「情報公開に関する同意書」
- (3) 別紙4「秘密保持に関する誓約書」

(選定方法)

第7条 プランナーの選定は、以下のとおり行うものとする。

(1)公募により申請のあった場合は、総括企画推進員等による事前審査を経て、地域委員会で審査を行い選定する。

(2)前年度にプランナーとして登録実績のある者が、引き続きプランナーを希望する場合は、総括企画推進員等が推薦し、地域委員会で審査を行い選定する。

2 選定結果については、地域委員会終了後、応募者に対し速やかに通知する。

(登録期限)

第8条 プランナーの登録期限は、令和8年3月31日までとする。

2 事業年度の途中で公社が本事業を廃止するときは、廃止の日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、必要と認められる事項は公社理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月11日(契約開始日)から施行する。

(別 表)

地域プランナー謝金

区 分	謝 金	備 考
北海道 6 次産業化地域プランナー		
1 回の指導・助言	30,000 円／回	税別